

2026 年 9 月 18 日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

イノベーション部 スタートアップ課

1. 各プログラム参加条件

（1）プログラムの目的

本プログラムは、米国シリコンバレー発のエンジェル投資家育成プログラム「Angel University」の特別開催で、日本のエンジェル投資家が世界水準の投資理論と実践スキルを学び、優れたスタートアップを見極める力と、投資家としての国際的視点を養うことを目的としています。

（2）支援業務の範囲

本事業の参加者（採択された者）に提供する支援業務は、募集要項に記載された内容の範囲に限るものとします。

（3）ジェトロが提供するサービスおよび費用負担

本プログラムにおいてジェトロが提供するサービス及び参加者の費用負担については、募集要項に定める内容に従うものとします。

（4）情報の取扱い

有料・無料を問わず、ジェトロから得た情報を無断で第三者に提供する行為を禁止します。

（5）選考結果

プログラム審査における選考内容や方法を含む選考結果に対する質問には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（6）応募要件

応募者は募集要項に定める応募要件を満たす必要があります。応募者は募集要項を十分に確認した上で応募するものとします。

（7）禁止事項

参加者は次の行為を行ってはならないものとします。

- ① ジェトロ、運営事業者（講師・メンター等）又は第三者の知的財産権、営業秘密その他の権利を侵害する行為
- ② ジェトロ、運営事業者（講師・メンター等）又は第三者の財産、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害する行為
- ③ ジェトロ、運営事業者（講師・メンター等）、他の参加者又は第三者に対する差別、誹謗中傷又は名誉・信用を毀損する行為
- ④ なりすまし行為、またはなりすましを行わせる、若しくは許容する行為
- ⑤ ジェトロ等による本プログラム運営の全部又は一部に支障を与える行為又はそのお

そのある行為

- ⑥ 他の参加者によるプログラム参加を妨害し、又は快適な参加環境を阻害する行為
- ⑦ 犯罪行為、違法行為又は不正行為、またはこれらに結びつく、若しくは結びつくおそれのある行為
- ⑧ 性行為、わいせつな行為等を目的として利用する行為、性的嫌がらせと受け止められる行為
- ⑨ 本プログラムと一切関連がなく面識のない人物との出会い等を目的として利用する行為
- ⑩ 第三者の氏名、住所、勤務先、電話番号など個人を特定しうる内容の情報を掲載、投稿または送信する行為
- ⑪ その他ジェトロ等が不適切と判断する内容の情報を掲載、投稿または送信する行為
- ⑫ 商業用の広告、宣伝若しくは勧誘または商業的活動を目的とする情報を掲載、投稿または送信する行為
- ⑬ 他の参加者に対して無差別にメッセージを送信する行為やスパム行為
- ⑭ ジェトロ等の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- ⑮ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ⑯ ジェトロ等、講師、メンター等若しくは第三者のサーバーに負担をかける行為、若しくは本プログラム運営やネットワークに支障を与える行為、またはこれらのおそれのある行為
- ⑰ 法令、公序良俗または本規約若しくはその他の規約等に違反するとジェトロ等が判断する行為
- ⑱ その他、ジェトロ等が不適切と判断する行為

(8) 利益相反及び情報利用

参加者は、本プログラムを通じて知り得た非公開情報を自己又は第三者の利益のために不適切に利用してはならないものとします。また、参加者は、投資検討先企業その他関係者から取得した情報について、適用される法令及び秘密保持義務を遵守するものとします。

(9) 参加停止等

ジェトロは、参加者が前項各号に違反し、若しくは違反するおそれがあると判断した場合、又は次のいずれかに該当すると判断した場合、警告、本プログラムの全部若しくは一部への参加停止、参加資格の取消しその他必要な措置を講ずることができます。オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラムご利用条件/免責事項の内容が併せて準用されます

1. 応募資格又は選考基準を満たさなくなった場合
2. 違法又は著しく不適切な行為を行った場合
3. ジェトロの信用を毀損するおそれがある場合
4. その他ジェトロが適当でないと判断した場合

(10) 成果報告

事業成果把握のために、ジェトロが実施するアンケート等にご協力いただくとともに、支援期間中および支援終了後に関わらず、M&A、出資・投資、ライセンス契約等のビジネス活動に進展があった場合報告していただきます。また、支援期間中および支援終了後一定期間（5年程度）についても、進捗状況等を報告していただきます。なお、報告いただいた内容や、本事業から得られた成果内容は、お断りの上、本事業の成果普及の一助とするため、セミナー、WEB サイト、報告書等各種手法により、企業名を含めた事業成果報告およびジェトロの広報活動に利用させていただく場合がございます。

(11) 広報利用

本事業の成果普及および情報発信のため参加者を含む写真、インタビュー動画等を撮影することがあります。これらにご協力いただくとともに、肖像権利用の了承をいただきます。本プログラム選考通過時は、ジェトロは広報媒体にて氏名・事業内容等を掲載させていただきます可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(12) 応募情報の正確性

提出書類の内容に虚偽の記載をした場合は、応募、申し込みを無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。

(13) 利用規約の変更

ジェトロは、参加企業への個別通知又は WEB サイトへの掲載により、本利用条件の内容を変更することができます。

2. 免責事項

(1) 情報の正確性

ジェトロおよび運営委託先（講師・メンター等）は、できる限り正確な情報と有用なプログラムを提供するよう努力しておりますが、本プログラムにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。提供した情報の正確性およびプログラムの有用性の確認・採否は、参加企業の責任と判断で行っていただきます。ジェトロおよびメンターは万が一参加企業に直接、間接に関わらず損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。

(2) 投資判断に関する免責

本プログラムを通じて提供される投資判断に関する経験・ノウハウ、企業情報、メンタリング内容等の一切の情報は、参加者の知識及び能力向上を目的とする教育・研修活動であり、特定の有価証券、みなし有価証券、ファンド持分、集団投資スキーム持分、社債その他の金融商品の取得若しくは処分又は金融商品取引契約その他投資関連契約（投資顧問契約、投資一任契約、ファンド出資契約、株式引受契約等を含みますが、これらに限られません。）の締結について、勧誘、媒介、代理若しくはあっせんを行うものではなく、また、特定の投資対象、発行体、ファンド若しくは取引に関する投資助言、推奨、評価又は

保証を行うものでもありません。参加者による投資判断及びその結果については参加者自身の責任と費用負担において行うものとし、ジェトロ、講師及びメンターはこれに起因して生じた損害その他一切の結果について責任を負わないものとします。また、参加者が講師、メンター、他の参加者その他第三者との間で行う投資検討、契約交渉、投資実行その他一切の行為について、ジェトロは関与せず、これに起因する損害等について責任を負いません。

(3) 第三者による情報利用

ジェトロ又は運営委託先（講師・メンター等）が関係先へ提供した参加者情報等が第三者によって不正利用された場合であっても、ジェトロ及び運営委託先（講師・メンター等）は責任を負わないものとします。

(4) 事故等

ジェトロは、プログラム期間中に発生した参加者に係る事件や事故などによって発生した損害や傷害等について一切責任を負わないものとして、かかる経費も一切負担しないものとします。また、参加者同士によるトラブルに関してもジェトロは一切の責任を負わないものとします。

(5) プログラム変更・中止

ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供日時、内容を変更し、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、参加企業の参加を中止させることができます。これに起因又は関連し、参加企業が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及びメンターは参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

1. 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラム利用条件/免責事項も併せて準用されます。
2. 正当な理由の有無にかかわらず、面談予定先が面談の全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき
3. 利用条件から外れるなど、参加企業の状況が変化したとき
4. 前号のほか、参加企業がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき
5. 参加企業が次項に定める反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき
6. 参加企業が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき
7. 前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき

(6) 面談成果の不保証

ジェトロは、面談相手の確保、面談実施及びその成果を保証するものではありません。

(7) 参加資格取消し

募集要項、誓約書又は本利用規約に違反した場合、参加資格の取消し及び既に支出された

費用の返還を求めることがあります。

(8) 反社会的勢力への対応

本事業の実施期間内および完了後において、ジェトロの反社会的勢力への対応に関する規程の内容を遵守ください。ジェトロは、参加企業が規定内容を遵守しないことで不利益を被ることになっても、異議は一切受け付けません。反社会勢力に該当しないことについて：現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいいます。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことをご確認ください。

- A. 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること
- B. 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること
- C. 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
- D. 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること
- E. 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること
反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること
- F. 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと
 - i. 暴力的な要求行為。
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - iii. 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
 - v. 前各号に準ずる行為。
- 6. ジェトロは、アレンジした面談の成否（何時、如何なる面談相手と、如何なる内容の面談をすることができるかを含みますが、これに限られません。）や面談の成果を保証するものではなく、面談から生じた結果について、参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。
- 7. 前各項に定めるほか、ジェトロ及びメンターは、参加企業の本サービスへの申込又はジェトロの本サービスの提供に起因又は関連して、参加企業に如何なる損害が発生したとしても、参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

8. 採用の取消し又は支援の終了等

1. 採用の取消し：応募書類の内容に虚偽があることが認められた場合には、採用を取り消すことがあります。
2. 事業費の補助等の終了：以下のいずれかの事項に該当すると認められた場合は、プログラムへの参加資格を取り消し、既に補助している事業費等の全部又は一部の返納やキャンセル料を求めることがあります。
 1. 本プログラム募集要項に記載の「応募要件」に掲げる要件のいずれかを満たさない状態となり、かつそのことを事前に事務局に申告していなかった場合
 2. 誓約書の記載内容を遵守しなかったことが判明した場合
 3. プログラム参加期間における素行不良等が極めて顕著である場合
 4. 本プログラムにかかる各種書類に虚偽があることが認められた場合
 5. その他、プログラム参加者としての責務を怠り、プログラム参加者として適当でないと認められた場合

3. 秘密保持・個人情報について

1. ジェトロ、メンターおよび参加者は、当事者のいずれかから開示された又は本事業を実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の情報（個人情報及び法人情報）を秘密として扱うものとし、開示した当事者又は情報の保有者の承諾を事前に得ることなく、これらの情報を本サービスの実施の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとしますが、該当情報が個人情報に該当する場合は秘密情報として取扱うものとします。
 1. 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 2. 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 3. 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 4. 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 5. 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 6. 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
 7. 本事業の予算元である経済産業省から開示を要請された情報
 8. 関係先の紹介と面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ、メンターが関係先に開示する情報
 9. 各種手配や業務管理を行うために必要な範囲でジェトロが委託先に開示する情報
2. ジェトロ、メンターおよび参加者は、本事業遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものと

します。

3. 本サービスに関わる個人情報、本事業の実施および関連サービスの案内に利用します。また、ジェトロが定める個人情報保護方針に基づき適切に取り扱います。
4. 前 3 項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、個人情報、法人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前 3 項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。オンラインで実施されるプログラムについては、オンライン・プログラム利用条件/免責事項も併せて準用されます。

4. お問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 7 階
運営事務局 ジェトロ イノベーション部 スタートアップ課
メール：IVD@jetro.go.jp